

特定金属くず買受業の届出の方法について

～令和8年6月1日から、特定金属くず買受業を営む方は
公安委員会への届出が必要となります～

特定金属くず＝主として銅からなる金属くず(銅線、銅板、その他の銅製品など)

【開始の届出】

特定金属くず買受業の開始の**前日までに**届出をしてください。
提出先は営業所の所在地を管轄する警察署になります。

※既に特定金属くず買受業を営んでいる方は令和8年8月31日
までに届出をしてください。

【届出に必要な書類】

●営業開始届出書1通

届出事項：氏名、法人の場合は法人の名称、住所・営業所の名称、
営業所の所在地、営業所の電話番号やメールアドレス等
の連絡先、特定金属くずの保管場所の所在地 等

●添付書類

- ・営業所と特定金属くず保管場所の平面図
- ・営業所と保管場所の周囲の図面（周辺の建物が分かる図面）
- ・個人の場合は住民票の写し
- ・法人の場合は定款・登記事項証明書・代表者の住民票の写し
※住民票の写しは本籍又は国籍記載のもの

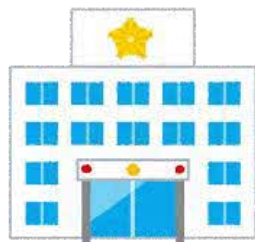
【変更・廃止の届出】

届出事項変更又は事業の廃止の場合は事由の発生から
14日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は20日以内）
に届出をしてください。

※いずれの届出も手数料は不要です。



届出書



問合先 鳥取県警察本部生活安全企画課許可指導係
TEL 0857-23-0110